

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の 検討状況について

1 要旨・目的

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例案の検討にあたり、有識者や関係団体等で構成する第1回検討会議を開催したので、その結果を報告する。

2 現状・背景

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、手話言語の認識の普及を目的とする「広島県手話言語条例（仮称）」と、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進を目的とする「広島県情報コミュニケーション条例（仮称）」の制定を目指して検討を進めている。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 実施内容

ア 第1回検討会議概要

日時：令和7年3月10日（月） 14時～16時

場所：県庁本館 6階講堂（WEB併用）

資料：県HPで公開

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syuwa-joho.html>

イ 検討会議の議題及び主な意見等

区分	主な意見
主な議題	◆ 条例制定の方向性について ◆ 条例の制定形式について ◆ 条例の全体構成案について
主な意見	
条例制定の方向性	○ 情報バリアフリーを推進する情報アクセシビリティ・コミュニケーション条例としていただきたい。 ○ 広島県版の独自条例として、 <u>各市町自立支援協議会における検討課題も反映してもらいたい。</u> ○ 手話言語の普及や習得の機会の確保について、できるだけ具体的な方策を盛り込んでほしい。
条例の制定形式	○ ろう者が受けてきた歴史的な経緯を踏まえたら、 <u>県が条例を別立てで制定しようとする提案は納得できる。</u> ○ 条例が制定された背景を県民へ具体的に示すべきであり、 <u>前文が必要である。</u>

区分		主な意見
	条例の全体構成案	○ <u>市町の役割を盛り込んでほしい。</u> ○ 情報取得に関し、図書館の役割も含め、情報アクセスについても触れてほしい。 ○ <u>災害時の規定は、独立した項目にするとともに、視覚的な情報アクセスについても盛り込んでほしい。</u> ○ 意思疎通手段の確保について、障害当事者の学習の機会についても触れてほしい。
	その他	○ <u>条例の名称は、誰もが条例のテーマをイメージできるものでなければならない。</u> ○ 条例制定後の課題や施策の推進に関して、当事者等の意見を聞く協議の場を設けるべき。 ○ 財政上の予算措置を伴う実効性のある条例とすべきである。

(3) スケジュール

- ・令和7年6月 生活福祉保健委員会へ条例素案提出
- ・令和7年7月 パブリックコメントの実施
- ・令和7年9月 定例会へ議案上程

(4) 令和7年度予算額（単県）

1,615 千円

4 条例の全体構成案

(1) 広島県手話言語条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
①前文	<u>条例の制定趣旨を述べる</u>
②目的	条例を制定する目的
③基本理念	条例の基本理念
2 責務・役割等	
④県の責務	基本理念に基づく施策の推進等
⑤関係者の役割	基本理念に基づく条例への理解や普及、県の施策推進など、関係者（県民等）に求める責務や役割について定める
3 施策内容	
⑥手話を必要とするこどもの手話の習得の支援	手話を必要とする障害者等が乳幼児期から手話を習得する環境整備について定める
⑦市町への支援	市町が施策を実施する場合の情報提供や技術的助言など、県の支援・協力について定める
⑧学校への支援	学校の設置者が学習環境を整備する取組に対する情報提供や技術的助言など、県の支援について定める
⑨事業者への支援	事業者が職場環境を整備する取組に対する情報提供や技術的助言など、県の支援について定める

※ 第1回検討会議意見反映部分（斜体字・下線部）

(2) 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）

項目	概要
1 総則	
①前文	<u>条例の制定趣旨を述べる</u>
②目的	条例を制定する目的
③定義	条例に用いる言葉の定義
④基本理念	条例の基本理念
2 責務・役割等	
⑤県の責務	基本理念に基づく施策の推進等
⑥関係者の役割	基本理念に基づく条例への理解や普及、県の施策推進など、関係者（ <u>市町</u> 、県民、事業者等）に求める責務や役割について定める。
⑦関係者相互の連携及び協力	関係者相互の連携を図りながら協力することについて定める
⑧意見の聴取	<u>施策の推進や条例の見直しに係る意見の聴取について定める</u>
⑨障害者基本計画との関係	条例と障害者基本計画との関係について定める
3 施策内容	
⑩意思疎通手段等の普及・人材育成	意思疎通支援者の養成、資質の向上、派遣に係る体制の整備等について定める
⑪意思疎通手段等の学習の機会の確保	円滑な意思疎通手段等について、県民の関心と理解を深める機会を設けるとともに、 <u>当事者の学ぶ機会が確保されること</u> について定める
⑫県政の情報の発信・入手	県政に係る情報発信について定める
<u>⑬災害その他非常事態時の情報の発信・入手</u>	<u>災害その他非常の事態の場合における情報発信・入手について定める</u>
⑭市町への支援	市町が施策を実施する場合の情報提供や技術的助言など、県の支援について定める
⑮学校への支援	学校の設置者が学習環境を整備する取組に対する情報提供や技術的助言など、県の支援について定める
⑯事業者への支援	事業者が職場環境を整備する取組に対する情報提供や技術的助言など、県の支援について定める
⑰財政上の措置	施策の推進のための財政上の措置について定める

※ 第1回検討会議意見反映部分（斜体字・下線部）